

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 5 月 23 日現在

機関番号：32663

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2012～2014

課題番号：24560760

研究課題名(和文) 日本、中国、韓国における都市環境のバリアフリー基準の標準化に関する研究

研究課題名(英文) Standardization of Barrier-free Guidelines for Urban Environments in Japan, China, and Korea;

研究代表者

高橋 儀平 (Takahashi, Gihei)

東洋大学・ライフデザイン学部・教授

研究者番号：60058162

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,600,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、日本、中国、韓国におけるバリアフリー基準の標準化の可能性とその手法について明らかにしたものである。結論として、日中韓におけるバリアフリー技術の標準化について、都市施設の形成過程やバリアフリー法制等から標準化すべき対象施設を絞り込む必要があることが明らかとなった。その中で、視覚障害者誘導用ブロック、歩車道、多機能トイレ、サイン環境などは、標準化が可能と捉えられた。これらは優先的に標準化すべきである。さらに、バリアフリー認証制度や事後検証の仕組み、バリアフリー基本構想などは、3カ国に有益な手法として認められる。本研究により日中韓の専門家のネットワークが構築されたことは大きな成果である。

研究成果の概要(英文)：The present study was undertaken to explore the possibility of standardizing the barrier-free guidelines in Japan, China, and Korea. We found that, in order to standardize barrier-free technology in Japan, China, and Korea, it is necessary to examine the urban facility development process and the barrier-free laws in these countries to determine the types of facilities that should be standardized. Examples of facilities that can be standardized include tactile paving, flush transitions between sidewalks and streets, multifunctional toilets, and a sign environment. All three countries may benefit from a system for evaluating barrier-free design, a mechanism for post-hoc verification, and the basic strategies of barrier-free design. One notable achievement of the present study is that it has contributed to the formation of a network of experts in Japan, China, and Korea.

研究分野：建築学

キーワード：日本 中国 韓国 バリアフリー法 ユニバーサルデザイン 基準の標準化

1. 研究開始当初の背景

中国と韓国は日本よりやや遅れて都市環境のバリアフリー(以下BF)化、ユニバーサルデザイン(以下UD)化が始まった。日本では1970年後半、障害者自身による福祉のまちづくり運動がBFの出発点であるが、中韓両国では80年代に入ってから国連の障害者施策やオリンピック等国際的なイベントが背景となってきた。中韓では韓国がやや先行して都市環境のBF、UD化が進展し、国際イベントの開催が遅れた中国の場合は2008年の北京オリンピックが大きな転機となった。

3カ国のBF、UD技術の到達点を比較すると、韓国では日本の影響が大きく、中国では欧米と日本の中間的な状況下にあるとみられる。いずれにしてもBF、UD整備で東アジア共通の仕様を設定することは、3カ国の社会経済活動、観光交流、都市開発等にとって極めて有益と考えられる。

2. 研究の目的

本研究の目的は、日本型BF、UD技術の導入の可否も視野に入れながら、日中韓3カ国のBF、UD水準の到達点と東アジア地域における基準の標準化の可能性について考察することである。本最終成果報告では、3カ国が辿ってきた①BF、UDの沿革と特徴、②BF法制度の特徴と課題、③現状におけるBF、UD化の到達点と課題、④日本、中国、韓国地域におけるBF、UD基準の標準化の可能性、という点について考察している。

3. 研究の方法

研究方法は、①各国のBF法を中心とした法文献の収集、既往研究のレビュー、②インタビュー調査の実施(対象:行政、専門家、障害者団体、NPO障害者組織、中国及び北京市建築設計研究院、韓国障害開発研究院、認証コンサルタント)、③BF、UD到達点を確認するための各国の最新建築物、交通施設等を現地調査した。

現地調査は2012年より2014年4月まで毎年1~2回程度北京市及びソウル市で実施している。また、中国政府の建築物設計ガイドラインづくりを担う北京市建築設計研究院、BF法のチェックと認証業務を手掛ける韓国障害者開発院に対しては毎年担当者のインタビュー調査等を実施している。

4. 研究成果

(1) 日本におけるBF、UDの沿革

①BFの発祥と特徴

日本におけるBF、UDは1970年代初頭の福祉のまちづくり運動にはじまる。特に1973年には仙台で開催された「全国車いす市民交流集会」の影響が大きい。

福祉のまちづくりが生まれた根本的な背景は、1960年代の高度経済成長下で活発に突き進んだ都市改造事業、交通公害が関係する。

これら都市改造の動きと障害者の施設収容化に反発する車いす市民から都市環境のBF運動が始まったのである。仙台で始まった「福祉のまちづくり」運動は瞬間に全国各地に広がったが、この運動を後押ししたのは、1969年に制定された国際アクセスシンボルマークである。仙台のグループは、このマークを市内の公共的施設に掲示することを一つの目標として、福祉のまちづくり運動を発展させた。

1973年、厚生省は身体障害者モデル都市事業を全国6都市(仙台市、町田市、広島市、京都市、名古屋市、北九州市)で指定し、国による本格的な福祉のまちづくり支援政策を開始した。

1974年東京都町田市が行政として初めて、民間施設や公共施設、共同住宅のバリアフリー化を行政指導する「福祉環境整備要綱」を制定した。この要綱は、要綱で対象となる建築物等を建築するにあたり、事前協議で市が定めたバリアフリー整備基準に合致するように指導したものである。

1990年代に入ると福祉環境整備要綱を強化する福祉のまちづくり条例の制定が始まる。福祉のまちづくり条例は、自治法による自主条例であるが、都道府県レベルでの整備基準の統一化やBFの法的根拠として強い期待感を持って登場した。

しかし自主条例も都道府県、区市町が独自に制定するため、自治体ごとに指導や基準のばらつきが生じ、設計者や事業主、建築主が混乱を抱え、国による法の必要性が求められる。結果1994年、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる建築物の建築の促進に関する法律」(ハートビル法)が制定された。

②ハートビル法以降の動き

ハートビル法は、要綱や条例の法的不備を改善すべく登場したが、努力義務法であり、法による指導や助言も対象施設に限られ、建築確認法令としては位置づけられなかった。

2000年、多くの障害者が長年要求してきた交通バリアフリー法が成立した。この法はBF関係法制で初めて道路、交通機関のBF化を義務付けした。ハートビル法もこの交通バリアフリー法の義務化に触発され、2002年、2000㎡以上の新築建築物の限定付きではあるが、基礎的なBF基準を義務化する法律に改正された。これによりBF基準の遵守が建築基準法の確認法令として定められる。

2006年12月、交通バリアフリー法制定から5年を経過し、その実施状況やハートビル法との連携問題を反省する中から、ハートビル法と交通バリアフリー法を統合したバリアフリー法が制定された。これによりBF施策の中に、道路から建築物までを一体的連続的かつ継続的に整備する考え方や多様な利用者の参加を促すUDの考え方が導入されることとなった。

③日本の到達点と課題

2000年以降の10数年はわが国のBFの成

熟期であったが、その一方でBF、UDの課題が露呈された。

例えば、圧倒的多くの既存建築物や既存都市環境の改善方針が示されないままであること、交通バリアフリー法に基づく面整備施策である交通バリアフリー基本構想が広がらないことなどである。2000㎡以上の新規建築物についてはBF基準(法的には「移動等円滑化基準」)が適用されるものの、より小規模の施設や対象用途の拡大は自治体の委任条例(バリアフリー法14条例)に依存せざるを得ない状況となっている。

2013年障害者差別解消法が制定され、2016年から施行が予定されている。この法律では建築物や交通施設等においても障害を理由とした利用拒否は「差別」行為と見なされる。現に存する利用不可の施設、設備において利用者からの申し出があった場合、正当な理由がない限り、適正な「合理的配慮」を行わなければ「差別」とみなされる。若干の進展が見られるかもしれない。

(2) 中国の発展過程と現状の到達点

①沿革と特徴

中国のBF化は1981年の国際障害者年が大きな転換期となった。1983年より始まった国連障害者の10年行動計画もBF化を誘導する。

1984年、中国で初めて北京市内の4カ所(王府井、西単、珠市、朝陽門)の道路でBF改造が実行される。80年代には、中国身体障害者連合会が積極的に関与し専門家とも連携が生まれ始める。

当時BF基準や法制化に主要メンバーとして参画した北京市建築設計研究院元所長周文麟氏は、「この時期に北京市建築設計研究院の15人の翻訳スタッフが仏、米国、英国、ドイツのBF文献を徹底的に研究し基準作りの骨格を作った。」と述べている。これらの成果が、北京アジア大会施設整備(1990)、西単のショッピングセンター、全国初のBF団地(思濟里)等の建設に活かされた。そうした成果をもとに89年版BF設計基準の原型ができる。

ESCAP(国連アジア太平洋経済社会委員会)の活動も大きな役割を果たしたことが既往論文(文⑥)に紹介されている。

その後、国際イベントである2008年の北京オリンピック、パラリンピック、2010年上海万博に向けた交通機関、都市整備のBF化の取り組みが中国のBF化を促進させた。新たなBF、UD時代への幕開である。

こうした経験を踏まえて2012年6月、「BF環境建設条例」(以下「2012年BF条例」国務院)の改正が行われた。2012年BF条例では、罰則規定も強化され、建築物の設計時の審査のみでなく、法の不適切な運用への対応が明示された。

②2012年BF条例の特徴と課題

2012年BF条例は、改正障害者保障法や2009年の北京市BF管理条例の施行経験、運用実態(法の遵守、維持管理の不徹底、施工問題等)の反省、及び急速な高齢社会への移行により制定されたもの

である。

第1章総則、2章BF施設建設の考え方、3章視覚情報提供、4章社区(地域コミュニティ単位)での生活支援、5章法的責任が明記されている。これらの内容、方向性は、ほぼ日本をはじめ諸外国と同水準の法制度と見なすことができる。

2012年9月にはBF条例に基づく国家基準としてBF設計基準が北京市建築設計院の監修により策定された。基準には、道路、交通機関、駅舎、公共施設、学校、病院、宿泊施設、高速道路、公衆浴場、公衆便所、公園、広場、緑地、住宅地(住棟内で1以上のEVは義務)、歴史的建築物などすべての施設が網羅されている。施行1年後(2013年6月)に実施した北京市建築設計研究院でのヒアリングによると、条例制定により既存集合住宅地や北京市都心部の都市環境のBF改善がさらに進展しているという。しかし、法によるBF義務範囲は極めて狭く今後の課題も少なくない。

③中国の到達点と課題

BF、UD化の領域においても、近年10年で大きな発展と変化を遂げている。特に2008年以降に建設された地下鉄にはホーム柵又はホームドアが常設され、視覚障害者誘導用ブロックの敷設も徹底している。しかし(日本の地下鉄でも同様ではあるが)70~80年代に建設された地下鉄のEV導入は遅れており、乗り換えも不便である。

道路のBF化については、都心部主要幹線道路の交差点での段差解消は進んでいるが、段差解消方法は統一性が取れてはいない。日本の歩車道のように伝統的な町並みでは歩道幅員が狭くBF改修が困難となっている。また改修後の維持管理が不徹底であり、視覚障害者誘導用ブロックの剥離や路面の不陸もいたるところで見受けられる。

伝統的住宅地四合院住宅街では高齢化が進んでおり、今後の対応が課題となる。

2006年から北京市内で障害者の当事者組織を運営しているA氏は次のように指摘している。

「市内の主な施設は2008年の北京オリンピック時にBF化したものである。しかし残念なことにいま中国でBF教育をすることは少ない。BFがより進んでいない理由はBFが障害者のためと思われているからである。しかしBFは子どもにもとても重要、政府はそこを理解していない。2012年BF条例は国連の障害者権利条約を根拠としており、歴史的意義は高いが、課題は多い。」

2012年BF条例は、法制度面からみると日本や韓国とそれ程大きな差異はないが、BF都市改造の実際面では、かなり厳しい状況にあると思われる。

(3) 韓国の発展過程と現状の到達点

①沿革と特徴

韓国におけるBFの最初の法律は、1997年のBF法(障害者、高齢者、妊産婦などの便宜増進保障に関する法律、以下「増進法」)であるから、わが国のハートビル法より3年遅いに過ぎない。

ハートビル法と同年の94年には「障害者のBF施設及び設備の設置基準に関する規則」が制定されている。

こうした初期の指針・基準は、障害者を特別扱いする「BF」基準であったと障害者団体は指摘している。韓国のBF法制では改正の度に罰則規定が厳しくなっている（但し、中国と同様実効実績はない）。1997年法では、94年の規則に比較して整備対象の拡大や罰則規定が強化されている。

公共交通機関では1988年に初めて地下鉄駅に車いす使用者対応リフトが設置される。だが、2001年に重度障害者がリフトで転落するという事故が発生し、一気に障害当事者による移動権獲得運動が激化する。2000年代としては世界でも類を見ない鉄道駅、線路占拠闘争、バス乗車闘争などが発生し、韓国内で大きな社会問題となる。結果2006年交通BF法（交通弱者の移動便宜増進法）が国土海洋部により制定された。

現在は、福祉保健部BF法（1997）で、公園、公共建築物、共同住宅、通信施設を所管し、交通部の交通BF法で、道路、公共交通機関、旅客施設を対象とするBF法制が構築されている。

一方、2000年代に入るとBF化の量から質への転換が求められ、多様な利用者に対応するために、ユニバーサルデザイン（UD）の考え方が法制度や規則、ガイドラインに導入されはじめる。2007年に始まった高度なBFを目指す「認証制度」もその一つである。認証建築物の目的はBF法をベースとするBF化の拡大であり、社会的関心の喚起と持続する良質な生活環境の構築である。現在韓国ではこのBF認証制度を手掛かりに、都市環境や施設整備のBF、UDモデルが全国で展開されている。

この間の韓国におけるBFの達成度は、97年のBF法制定以来、法に基づいて5年ごとに実施されている適合状況調査結果から確認できる。この調査はBF法の対象となる施設（約14万施設）の全国悉皆調査として実施され、他国では類を見ない画期的な調査である。調査は障害者194名を含む調査員計1,003名により現地実態調査が行われている。その結果、新規施設に限れば1998年の48%から2008年には55.8%に、2013年には60.2%までBF法による整備が進呈していることが明らかとなった。

②BF法の特徴と課題

2010年BF増進法は、福祉保健部所管の便宜増進保障法を出発点としており、交通BF法の制定と共に交通部門が切り離され、公園、公共建築物等を対象としている。全29条からなり、制定直後の1999年からほぼ毎年のように改正され、2010年1月が現時点での最終改正である。構成は法、施行令、規則の3段階で、BF化推進方策の根拠となる5年ごとの「BF適用状況実態調査」が第11条と規則4条に組み込まれている。また、第14

条に基づく詳細標準図は日本の建築設計標準に比較してかなりきめ細かい設計情報が盛り込まれている。

③BF化の到達点と課題

東アジア地域でトップレベルの地下鉄等のBF化が進展する韓国ではあるが、建築物や都市環境のBF化は困難な点が少なくない。一方で特徴的なBF認証制度は大きな成果を上げていると捉えられる。

2013年11月の全国BF法適合調査でも適合率60.2%は、歴史の長い日本の福祉のまちづくり条例の平均適合率20~50%に比較してもかなり高い整備率である。

一方、韓国の課題は、BF事業に障害者等の当事者参加があまり進んでいないことがあげられる。2000年以降の自立的な障害者運動が新たな局面に対峙していると考えられる。この理由としては、急速に法的、制度的なBF化の取り組みが進み、日本や中国に比較して相当にきめ細かなマニュアルが整備され、設計者自身で判断できるのではないかと考えられる。しかしながらBF決定プロセスへの障害者等の当事者参加は国際的な方向でもある。こうした状況はBF認証制度の運用、発展にも影響を与えて行くと思われる。認証制度はBFを活性化する重要方策として、多様なBF対応を支援し、事後評価する場でもある。この制度に当事者参加を位置づけることは必要であろう。

(4)3カ国におけるBF、UD化比較

中国では国レベルでは定期的にBF法制度や各種BF通知類が広報され、国民の理解に努め、法制度の改正指示が行われている。BF法令も骨格はしっかりしている。しかし法による義務範囲は極めて限定的である。都市施設の実際の整備については、北京市内でも開発地区、旧市街地、新築、既存、さらに公的用途等によりバラツキが大きい。伝統的な四合院住宅地区の道路、家屋、公共トイレでは改造に時間がかかりそうである。中国では2008年以降ここ数年で急ピッチに都市、建築物のBF化改造が進捗しているが、法の遵守までに至っていない。建築主、設計者、施工会社の責任と義務が不明であることが指摘されている。韓国のような詳細なガイドブックが必要といえる。

韓国の場合は、設計基準、ガイドラインとも刊行本として広く周知されている。障害当事者の参加は限定されているものの、優れたBF施設を普及させる認証制度が福祉保健部の外郭団体「障害者開発研究院」によって運用され、十分なチェックが行われている。日本の場合は、両国に比較して高齢化が先行した結果、UD化への取り組みも先行し、全体として中韓両国よりも整備水準は高いとみられる。また当事者参加の仕組みもバリアフリー法に規定されている。しかしながら3カ国とも障害者権利条約の理解やISOなどのBF基準との整合性については今後の課題である。

(5) 結論

各国における発展経緯は異なるが、法制度や設計基準についての類似点は少なくない。障害者を始め利用者によるBF化への関わりは国により強弱があるものの、中国でも身体障害者団体連合会以外、NPOの関わりが確認できたことは収穫である。市民、住民の関わり方は少しずつ新規・既存住宅団地のBF化で動きが見られる。急速に高齢化が進む中国であり、総合的なBF、UD体制の構築が急がれる。日本でも当事者、関係者によるBF法に基づく施設整備の進展を測る悉皆調査を今後検討すべきであろう。

韓国の場合には法制度、整備基準等に関して一定程度日本をモデルとしており、中国に比較して類似点が少なくない。表現方法は異なるが市民感覚もある程度近いと思われる。しかし、実際のBF整備状況をみると都市環境、建築物の歴史、文化伝統的な慣習もあり、BF化の困難度はむしろ中国的である。

本研究により3カ国でのBF化、UD化の到達点が確認できた。3カ国の共通性は少ないとは言えず、基準の共通化の可能性が見いだせる。例えば、誘導用ブロックの敷設、道路、鉄道駅の整備、公共トイレの整備、バリアフリー基本構想等による面的整備の手法、住民参加の手法などである。

勿論、都市の形成過程、経済情勢、障害者理解等の相違をしっかりと見出し、今後のさらなる経験交流を踏まえて3カ国で必要な共通整備の方向性を明らかにしたい。尚、本研究の遂行により中韓両国の専門家、障害者団体等のネットワークが構築できたことは大きな成果である。

[参考文献]

- ①高橋儀平、日本・中国・韓国におけるBF法制度の比較―韓国におけるBF法制の考察を中心に―、日本福祉のまちづくり学会平成23年度全国大会、2011
- ②高橋儀平：中国のBF法制度と環境整備の現状と課題、福祉のまちづくり研究、2-6、Vol. 12、No. 1、2010
- ③高橋儀平：中国における建築物のBF化の現状と課題、ビルディングレター、(財)日本建築センター、2010、65-69
- ④佐藤克志、高橋儀平：中国・北京市におけるBF環境整備の萌芽と展開、日本建築学会大会学術講演梗概集、2010
- ⑤高橋儀平、佐藤克志：中国・北京市におけるBF環境整備の技術的課題、日本建築学会大会学術講演梗概集、2010
- ⑥YUN, Young-sam；韓国におけるBFとユニバーサルデザインの動向と特徴、ビルディングレター、日本建築センター、2009
- ⑦中国、韓国、日本のBF法制、各種ガイドライン、各国関係機関発行

5. 主な発表論文等

[雑誌論文] (計5件)

①高橋儀平、日本と海外におけるバリアフリー、ユニバーサルデザインの系譜に関する比較研究-日本、中国、韓国を中心に-、東洋大学ライフデザイン学部紀要、ライフデザイン学研究、査読無、第10巻、2015、283-297

②岩浦厚信、高橋儀平、宮崎市における民間小規模建築物のバリアフリーの現状と評価について、日本建築学会計画系論文集、査読有、第79巻、第701号、2014、1531-1539

③沼尻恵子、高橋儀平、佐藤克志、小野田吉純、江藤佑子、多機能トイレの利用実態とその改善方策に関する基礎的研究、福祉のまちづくり研究、査読有、第16巻、第2号、2014、1-9

④キャサリンチャン、高橋儀平、香港における公営住宅居住者の高齢化と居住環境の課題、日本建築学会計画系論文集、査読有、第79巻、第696号、2014、301-309

⑤高塩康洋、高橋儀平、河野裕之、前橋信之、大型車いす使用者のトイレ利用動作と空間寸法に関する研究、日本建築学会計画系論文集、査読有、第78巻、第693号、2013、2315-2320

[学会発表] (計3件)

①高橋儀平、2020年東京オリンピックに向けて東アジアのユニバーサルデザインはどう変わるのか―日中韓のUDの比較―、東洋大学+日本福祉のまちづくり学会、日中韓ユニバーサルデザイン特別セミナー発表資料、東洋大学(東京都文京区)、2014年12月13日

②高橋儀平、日本・中国・韓国のバリアフリーの沿革と基準の標準化-中国・北京市の沿革と現状-、日本建築学会大会、神戸大学(神戸市)、2014年9月12日

③高橋儀平、日本・中国・韓国のバリアフリーの沿革と基準の標準化―BF化に関わるプロセスと現状の課題―、日本福祉のまちづくり学会大会、近畿大学工学部(広島県東広島市)、2014年8月23日

[図書] (計2件)

①三星昭宏、高橋儀平、磯部友彦、学芸出版社、共生のユニバーサルデザイン、2014、12-18、19-27、66-90、131-135

②日本福祉のまちづくり学会、高橋儀平(編著)、彰国社、福祉のまちづくりの検証、2013、1-2、10-24、139-142、225-228

6. 研究組織

(1) 研究代表者

高橋 儀平 (TAKAHASHI Gihei)
東洋大学ライフデザイン学部・教授
研究者番号：60058162

(2) 連携研究者

菅原 麻衣子 (SUGAWARA Maiko)
東洋大学ライフデザイン学部・准教授
研究者番号：90361790